

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [] 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）、[] 監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐（<u>同条第3項ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(工期の変更方法)</p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [] 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）、[] 監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者補佐（<u>同条第3項第2号</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(工期の変更方法)</p>

第23条 [略]

2 [略]

(請負代金額の変更方法等)

第24条 [略]

2 [略]

3 [略]

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 [略]

2～8 [略]

第23条 [略]

2 [略]

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 [略]

2 [略]

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 [略]

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 [略]

2～8 [略]

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意す

(前金払及び中間前金払)

第34条 [略]

2～5 [略]

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第52条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7～9 [略]

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

るとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 [略]

2～5 [略]

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条、次条、第40条、第41条及び第52条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7～9 [略]

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前

払金額の 100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。